

署名にご協力ください!



被害にあわれた皆さんが安心して健康にくらせる社会に

「原発事故被害者の救済を求める全国運動」

パルシステムではこれまで三度にわたり「原発事故被害者の救済を求める全国運動」の呼びかけに応え、「原発事故子ども・被災者支援法」の実施を求める請願署名に取り組みました。

「原発事故子ども・被災者支援法」では「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていない」(第一条)、国の「これまで原子力政策を推進してきた

ことに伴う社会的な責任」(第三条)を明記し、「居住」「避難」「帰還」の選択を被災者が自らの意思で行うことができるよう、医療、移動、移動先における住宅の確保、就業、保養などを国が支援するとしています。しかし、避難者への無償住宅提供など支援の打ち切りが進み、甲状腺検査の対象範囲は限定的なものに留まっています。

請願項目1. 原発事故避難者の実態把握に基づく支援の実施を求めます。

東京電力福島第一原発事故は、2019年3月で9年目を迎えようとしています。未だ収束には遠く、 現在でも7万を超える人々が、全国各地で避難生活を余儀なくされています。

こうした状況の下で、避難指示区域外からの(いわゆる自主的)避難者約1万2,000世帯(2017年3月時点)に対する住宅無償提供が打ち切られました。その8割が「避難継続」を選択しましたが、生活苦のほか、家族に高齢者・障がい者を抱えていたり、シングルマザーで頼る人がいないなど、多くの方が困難を抱えています。ひどいケースでは、ホームレスになったり自死する方も出ています。

しかし政府は、避難者の生活実態を把握することもなく、声を聴くこともおこなっていません。2018年10月国連理事会では自主避難者の無償住宅供与などの公的支援の打ち切りが、自主避難者らにとって帰還を強いる圧力となっている事に対し強い懸念を示しています。

⇒避難・居住・帰還のいずれを選択した場合にも国が住宅等を保障する責務を負うと明記した「原発事故子ども・被災者支援法」の規定を実施することが必要です。



第三期請願運動に寄せられた署名の束

請願項目2. 健診の福島県外への拡大、内容の充実、医療費の減免、 子どもたちの保養のための措置を求めます。

2018年6月18日までに福島県県民健康調査委員会で公表された資料によれば、福島県で事故当時18歳以下で甲状腺がん悪性または疑いと診断された子どもたちの数は198人、うち手術し、がんと確定した子どもは162人になります。このほかに、福島県立医科大学で少なくとも11人の甲状腺がんの子どもが手術・治療を受けています。

福島県外でも甲状腺がんが重症化している子どもたちがいることもわかってきています。しかし、体系だった検診は福島県内でしか行なわれておらず、県外では寄付金などをもとに市民団体や生活協同組合などが甲状腺検診を実施したり、一部の自治体が補助を出したりといった状況です。



生活協同組合パルシステム神奈 川ゆめコープ提供

また事故以降、子どもたちを一時的に放射能汚染が少ない地域に受け入れる「保養」が、さまざまな団体で取り組まれています。「保養」は、放射能汚染に不安を抱えている人たちの選択肢として、いまもニーズが高いのですが、活動団体のほとんどが寄付金頼みであり、苦しい運営を強いられています。

⇒2012年に成立した「原発事故子ども・被災者支援法」にある健診の保障 や医療費の減免等の実現と、子どもたちの保養のための措置が必要です

請願項目3、モニタリング・ポストの継続設置を求めます。

原子力規制委員会は、2018年3月20日、原発事故後7年が経過したことから、避難指示が出た12市町村を除く地域で学校や保育園、公園などにある約2,400台のモニタリング・ポスト(リアルタイム線量測定システム)を2021年3月末までに撤去含めた配置の見直しを行なう方針を決定しました。撤去の基準は国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点。撤去の理由としては、線量に大きな変動がなく安定しているため、継続的な測定の必要性は低いと判断したとされています。

福島県内の25市町村が撤去に反対しています(福島民報2018年7月14日付)。東京電力福島第一原発事故による不安の要因は、空間線量の高低だけにとどまるものではありません。



モニタリング・ポストの継続配 置を求める市民の会提供

今でも、広い範囲で除染土や除染ごみが仮置きされ、自然災害や火災などで周辺に再拡散する可能性があります。原発事故はいまだ継続中であり、空間線量を可視化して安全を確認できるモニタリング・ポストは、住民の最低限の「知る権利」を保障するものであり、設置の要不要についての「決定の権利」は住民が持つべきです。

⇒こうした状況でモニタリング・ポストの撤去を行なうことは容認できません。

請願項目4. ALPS汚染水の放出・汚染土の再利用による放射性物質の拡散をしないでください。

ALPS汚染水: 東京電力福島第一原発から流出した放射性物質汚染水は、多核種除去設備(以下、ALPS)で処理した上でタンクに貯蔵しています。現在も、原子炉の溶け落ちた核燃料を冷やした後の高濃度の汚染水は流出し続け、ALPSによって処理された後、タンクに保管され続けています。経済産業省は、ALPSにかけることにより、海へ流すことが最も短期間で低コスト処分できるとの試算結果を明らかにしています。しかし、最近、ALPS処理後の水の中に基準を超えるヨウ素129、ストロンチウム90、ルテニウム106が残存していたことが明らかになりました。

さらに2018年9月28日に、東京電力ホールディングスは一部のタンク水から60万ベクレル/ Lのストロンチウム90(放出基準値の最大約2万倍)などが検出されていたことを明らかにしました。「漁業に壊滅的な打撃を与え、これまでの努力が水の泡になる」、「トリチウムの危険性を 過小評価している」、「他の放射性物質も排出基準を上回るレベルで残っている」など異論が相次いでいます。

除染土:事故が起き、放射能で大地は広範に汚染されました。膨大に発生した汚染土は、本来1か所に集めて厳重管理することが欠かせません。しかし環境省は、「最終処分量の低減を図る」という名目で、8,000ベクレル/kg以下の除染した土壌を、飛散防止・覆土などをした上で、道路や公園、公共事業や農地などの造成で再利用を行なう方針を策定し、実証事業を行なっています。

福島県二本松市では、農道の路床材に使用する実証事業を行おうとしましたが、住民の反対で延期されました。



避難の協同センター提供

県外の除染土壌については、現在、栃木県那須町および茨城県東海村で埋め立て処分の実証事業がはじまりました。また、環境省はこの結果を踏まえて、「放射能汚染対処特別措置法」の施行規則・ガイドラインを策定しようとしています。

⇒放射性物質の環境中への拡散を容認できません。

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 復興大臣 殿 経済産業大臣 殿 環境大臣 殿 原子力規制委員会委員長 殿

原発事故被害者に安心して健康に生きる権利と 知る権利の保障を

2011年3月11日の東日本大震災に端を発した東京電力福島第一原発事故。7年半以上たった今も事故はまだ続いており、私たちは長期にわたる未曾有の原発災害に直面しています。

被害は多岐にわたり複雑です。生業や生きがいの喪失、家族やコミュニティの分断、健康リスクと不安の増大、避難先での偏見やいじめ…。重ねて住宅提供等の公的支援終了が追い打ちをかけています。避難継続をしている人たちの中には孤独や孤立に悩み、経済的に困窮している人たちもいます。 原発事故との因果関係は明らかにされていないものの、福島県県民健康調査によって甲状腺がんと診断され手術された子どもたちの数は 162 人となりました。2012 年 6 月、全国会議員の賛成のもとに成立した「原発事故子ども・被災者支援法」に盛り込まれている多くの支援策は実現していません。原子力損害賠償紛争審査会による賠償指針は不十分であり、被ばくや汚染という被害の観点が抜け落ちています。

原子力規制委員会は、避難指示区域外のモニタリング・ポスト 2400 台を 2020 年度末までに撤去する方針を 打ち出しました。しかし、これでは住民が身近な場所における空間線量率の変化を直接知ることができなく なります。

放射性物質の拡散も進められようとしています。経済産業省や原子力規制委員会は、福島第一原発の敷地内のタンクにためられている、1,000 兆ベクレルものトリチウムに加え、複数の核種を含む多核種除去設備 (ALPS) 処理汚染水を海洋放出しようとしています。環境省は、除染土を、全国の公共事業や農地造成などに使う方針を打ち出しています。

こうした状況を踏まえ、私たちは、以下を要請します。

【請願項目】

- 1. 原発事故避難者の実態把握に基づく支援の実施を求めます。
- 2. 健診の福島県外への拡大、内容の充実、医療費の減免、子どもたちの保養のための措置を求めます
- 3. モニタリング・ポストの継続設置を求めます。
- 4. ALPS 汚染水の放出・汚染土の再利用による放射性物質の拡散をしないでください

| 名 前 | 住所 |
|-----|-----|
| | 都 道 |
| | 府 県 |
| | 都 道 |
| | 府 県 |
| | 都 道 |
| | 府 県 |
| | 都 道 |
| | 府 県 |
| | 都 道 |
| | 府 県 |

※コピーや FAX は無効となります。住所は「〃」を使わず番地まですべてお書きください。国籍・年齢は問いません。日本在住の方または日本国籍をお持ちの方であれば、どなたでも署名できます。

※個人情報は事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

ご提出の際は、署名用紙の署名欄が内側になるように折り、配送便でご提出ください。

<最終集約先> パルシステム生活協同組合連合会

〒169-8526 新宿区大久保 2-2-6 ラクアス東新宿 5 F 地域活動支援課

<署名締切日> 2019年3月15日(金)

署名呼びかけ団体:原発事故被害者の救済を求める全国運動実行委員会

事務局:国際環境 NGO FoE Japan TEL: 03-6909-5983